

4. 平成29年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表 (5つの重点課題+推進体制別)

(単位: 百万円)

	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	5,494	4,939	3,990	△ 949	3,083
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	960	888	922	34	318
3. 刑事手続への関与拡充への取組	16	16	17	1	1
4. 支援等のための体制整備への取組	881	795	886	91	377
5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組	37	44	40	△ 4	34
6. 推進体制	35 (うち再掲28)	28 (うち再掲21)	27 (うち再掲19)	△ 1	24 (うち再掲19)
総計 (再掲分を除く)	7,395	6,690	5,862	△ 828	3,818

- (※1) 「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」、「2 犯罪被害者等施策の総合的推進事業」については再掲である。
 (※2) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含まれていない。
 (※3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。
 (※4) 「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

(単位: 百万円)

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
総計 (再掲分を除く)	7,395	6,690	5,862	△ 828	3,818	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	5,494	4,939	3,990	△ 949	3,083	
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】						刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者等に必要情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布する。【2次計画V第1・1(3)、第4・1・(27)】〈3次計画V第1・1(2)、第4・1・(40)〉
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	9	9	9	0	—	
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,434	1,326	1,116	△ 210	960	通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害が残るといふ重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又はその遺族に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。【2次計画V第1・2(1)】〈3次計画V第1・2(2)〉
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】						犯罪被害者等給付金の支給裁定等に係る諸経費
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	6	6	6	0	6	

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
新4 国外犯罪被害弔慰金等【警察庁】	0	0	37	37	—	日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給する。〈3次計画V第1・2(8)〉
新5 国外犯罪被害弔慰金等支給裁定諸経費【警察庁】	0	0	4	4	—	国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定等に係る諸経費〈3次計画V第1・2(8)〉
6 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	78	66	66	0	—	性犯罪被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊費用等について負担し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。【2次計画V第1・2(6)】〈3次計画V第1・2(3)〉
7 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	65	42	42	0	—	司法解剖後の遺体搬送について、遺族の経済的負担の軽減を図る。【2次計画V第1・2(7)】〈3次計画V第1・2(5)〉
8 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	51	33	33	0	—	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による遺体の損傷を目立たないよう措置する。【2次計画V第1・2(7)】〈3次計画V第1・2(5)〉
9 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	45	33	33	0	—	身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料について負担し、被害者の経済的負担の軽減を図る。
10 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上げ【警察庁】	17	17	17	0	—	自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げる。【2次計画V第1・3(2)エ】〈3次計画V第1・3(2)オ〉
11 ハウスクリーニングに要する経費【警察庁】	5	5	5	0	—	自宅が犯罪現場となり、犯罪行為の証拠が顕著である場合等に、ハウスクリーニング費用を負担し、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。【2次計画V第1・3(2)エ】〈3次計画V第1・3(2)オ〉
12 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【2次計画V第1・1(1)ア】〈3次計画V第1・1(1)ア〉 平成27年度～平成29年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。
	15,206 の内数	15,117 の内数	15,396 の内数		15,206 の内数	
総合法律支援事業に係る運営費交付金						
13 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したこと等により、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。
14 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	— (952 の内数)	— (973 の内数)	— (995 の内数)	—	— (897 の内数)	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等【2次計画V第1・3(2)ア、第2・2(4)ア】〈3次計画V第1・3(2)ア、第2・2(8)イ〉

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
15 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— (5,662の内数)	— (5,662の内数)	— (6,590の内数)	—	— (6,431の内数)	虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【2次計画V第1・3(2)イ、第2・2(4)イ】〈3次計画V第1・3(2)イ、第2・2(8)ウ〉
次世代育成支援対策施設整備交付金						
16 トライアル雇用助成金事業の一部【厚生労働省】	— (8,964の内数)	— (4,066の内数)	— (3,784の内数)	—	— (3,235の内数)	トライアル雇用助成金を活用した就職支援の実施等（母子家庭の母等である場合）【2次計画V第1・4(1)ア】〈3次計画V第1・4(1)ア〉
17 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	— (1,556の内数)	— (1,591の内数)	— (2,102の内数)	—	— (515の内数)	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【2次計画V第1・4(2)ア、イ】〈3次計画V第1・4(2)ア、イ〉
18 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	5	5	6	1	—	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。（労働保険特別会計）【2次計画V第1・4(3)】〈3次計画V第1・4(3)〉
19 自動車事故相談及び示談斡旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570	（公財）日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談の斡旋事業に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）【2次計画V第1・1(5)ウ】〈3次計画V第1・1(4)ウ〉
20 紛争処理機関による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	150	150	0	150	自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）【2次計画V第1・1(5)ア】〈3次計画V第1・1(4)ア〉
21 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	2,916	2,537	1,757	△ 780	1,291	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。（自動車安全特別会計）【2次計画V第1・1(5)エ】〈3次計画V第1・1(4)エ〉
22 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	134	131	130	△ 1	105	自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。（自動車安全特別会計）
23 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置費用を負担する。また、司法解剖後の遺体搬送費用の一部を負担する。
24 犯罪被害者等の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	犯罪被害者等の刑事手続における経済的負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料の費用を負担する。

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
25 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配布【国土交通省】	1	1	1	0	1	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要な情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配布する。
26 犯罪被害者等が出頭する場合の旅費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	0	犯罪被害者等が捜査上の求めに応じ、事情聴取等のため部署へ出頭する際の経費について、経済的負担の軽減を図る。
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	960	888	922	34	318	
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	107	107	107	0	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立ち直りを支援するため、部外専門家等による助言を受けつつ、少年補導職員等が、被害少年の心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【2次計画V第2・1(24)】〈3次計画V第4・2(7)〉
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。【2次計画V第2・2(5)】〈3次計画V第2・2(3)イ〉
3 保護対策の推進【警察庁】						暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙等迅速な対応を行うとともに、被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借上げ等を行う。【2次計画V第2・2(6)】〈3次計画V第2・2(4)〉
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	33	33	33	0	0	
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	22	0	—	
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上げ等	115	115	115	0	—	
(4) 保護対策用住居借上げ	33	33	33	0	—	
4 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の安全確保【警察庁】						
(1) ストーカー・DV対策資機材の整備	121	55	0	△ 55	—	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、殺人等の重大事件に発展するおそれがあることから、加害者の早期検挙、被害者等の安全確保に活用することができる資器材の整備を図る。【2次計画V第4・1(15)】〈3次計画V第4・1(22)〉(平成28年度限り)

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
(2) 被害者等の一時避難 等宿泊費	78	54	54	0	—	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、危険性・切迫性が高い事案は、加害者の検挙等を警察が措置するまでの間、被害者等を緊急・一時的に避難させる必要があるが、公的施設等の関係機関の利用が適さない場合に、被害者等の安全確保のために宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担する措置を講じる。【2次計画V第4・1(15)】〈3次計画V第4・1(22)〉
(3) 被害の未然防止のための学校等における 知育・徳育活動	20	8	9	1	19	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者等に対し、被害に遭わないための留意事項や対応要領等をまとめたポータルサイトの構築やDVDの作成等により情報発信し、自衛意識の高揚・啓発を促すことで、被害の未然防止・拡大防止を図る。【2次計画V第4・1(15)】〈3次計画V第4・1(22)〉
5 児童虐待防止対策実践 塾等【警察庁】	6	18	6	△12	—	児童虐待に対し、児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応の徹底等を期するため、各都道府県の取組の好事例を踏まえた検討会等を開催し、担当職員個々の知識・技能の向上等を図る。【2次計画V第2・2(10)ア】〈3次計画V第2・2(9)ア、第2・3(1)エ〉
新6 児童虐待情報管理業務 の充実・強化【警察庁】	0	0	18	18	—	現場の警察官による児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護を図るため、情報管理業務を充実・強化する。〈3次計画V第2・2(9)ア〉
7 犯罪被害者等のカウンセ リング費用の公費負 担制度【警察庁】	12	28	28	0	—	犯罪により深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神科医等によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。〈3次計画V第1・2(4)〉
8 職員等に対する研修の 充実等【警察庁】						採用時や昇任時において被害者支援に関する必要な教育を実施し、また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術等特別な教育・研修を実施する。【2次計画V第2・3(1)ア】〈3次計画V第2・3(1)イ〉
(1) 警察職員に対する研 修（カウンセリング 担当者専科）	2	2	2	0	—	
(2) 全国被害者支援担当 課長会議等	4	4	4	0	—	
(3) カウンセリング職員 に対する専門研修	13	9	9	0	—	
9 犯罪被害者等のための 施設等の改善【警察庁】						被害者等の心情に配慮し、捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に応じられるようにするため、施設等の整備・改善に努める。【2次計画V第2・3(4)】〈3次計画V第2・3(5)〉
(1) 警察施設外の相談会 場借上げ	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害者支援活動 用携帯電話の整備	3	3	3	0	—	
(3) 捜査における性犯罪 証拠採取セットの整備	5	3	3	0	—	

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
10 被害者等に対する情報提供【法務省】	11	12	11	△1	—	以下の制度の運用に必要な諸経費 1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報通知制度 3 被害者等の保護（再被害防止）を図るための出所情報通知制度 【2次計画V第2・2(2)、第3・1(22)】〈3次計画V第2(1)、(2)〉
11 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	10	10	0	5	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者支援に関する講義・講演等を実施する。【2次計画V第2・1(19)、第2・3(1)エ、第3・1(20)、第4・2(9)ア】〈3次計画V第2・3(1)カ、キ〉
12 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	18	1	22	21	3	被害者専用待合室を設置するなど、捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図るもの【2次計画V第2、3(5)】〈3次計画V第2、3(6)〉
13 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	41	44	45	1	41	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。【2次計画V第2・2(12)ア、第3・1(24)ア】〈3次計画V第2・2(1)、第3・1(24)ア〉
14 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	1	2	2	0	—	犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。【2次計画V第2・2(1)ア、(2)、第3・1(22)】〈3次計画V第2・2(1)、(2)〉
15 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の整備を支援するとともに、子供等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【2次計画V第2・1(23)、第4・1(22)(23)、第4・2(1)、第5・1(15)ア】〈3次計画V第2・1(16)、第4・1(34)ア、2(9)〉 (平成28年度までは、「いじめ対策等総合推進事業」の一部として実施)
	4,024 の内数	4,527 の内数	4,559 の内数		4,933 の内数	
いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部						

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
16 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	各都道府県、指定都市及び中核市において生徒指導を担当する指導主事、教育センターの研修担当主事及び教諭等に対し生徒指導上の課題を解決するための理論の習得及び実践的力量的の向上を図り、各地域において、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が行われることを目的とした研修を実施する。【2次計画V第2・1(23)ウ、第5・1(15)イ】〈3次計画V第2・1(16)イ〉
	1,005 の内数	1,169 の内数	1,226 の内数		1,005 の内数	
17 地域における家庭教育支援総合推進事業【文部科学省】	—	—	73	—	63	全ての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等により、身近な地域における保護者への相談対応、学習機会や親子参加型行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動の推進を図る。【2次計画V第2・2(12)エ】〈3次計画V第2・2(9)ウ〉 (平成28年度までは「学校・家庭・地域の連携協力推進事業(家庭教育支援)」として実施) 児童養護施設等における入所に要する経費
	5,079 の内数	5,246 の内数				
18 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童養護施設等における入所に要する経費
	107,613 の内数	114,003 の内数	122,716 の内数		104,742 の内数	
19 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人保護施設における入所に要する経費
	1,238 の内数	1,267 の内数	1,286 の内数		1,108 の内数	
20 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】(1.12の再掲)	—	—	—	—	—	婦人相談所(一時保護所)における保護に要する費用等【2次計画V第1・3(2)ア、第2・2(4)ア】〈3次計画V第1・3(2)ア、第2・2(8)イ〉(再掲)
	952 の内数	973 の内数	995 の内数		897 の内数	
21 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童自立生活援助事業における入居に要する経費
	107,613 の内数	114,003 の内数	122,716 の内数		104,742 の内数	
22 こころの健康づくり対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会(犯罪被害者等施策を含む。)を実施するとともに、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施する。【2次計画V第2・1(1)、(10)】〈3次計画V第2・1(1)〉
	7 の内数	7 の内数	12 の内数		7 の内数	
23 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部(都道府県実施分)【厚生労働省】	—	—	—	—	—	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【2次計画V第2・1(9)】〈3次計画V第2・1(10)〉
	46,400 の内数	46,400 の内数	45,400 の内数		46,343 の内数	

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
24 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（国立障害者リハビリテーションセンター実施分）【厚生労働省】	— （13の内数）	— （13の内数）	— （12の内数）	—	— （9の内数）	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、連絡協議会の開催、研修事業を含む普及啓発活動を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。【2次計画V第2・1(9)】〈3次計画V第2・1(10)〉
25 子どもの心の診療ネットワーク事業の一部【厚生労働省】	— （15,797の内数）	— （18,483の内数）	— （20,594の内数）	—	— （12,743の内数）	様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。【2次計画V第2・1(11)】
26 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— （5,662の内数）	— （5,662の内数）	— （6,590の内数）	—	— （6,431の内数）	虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【2次計画V第1・3(2)イ、第2・2(4)イ】〈3次計画V第1・3(2)イ、第2・2(8)ウ〉
27 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	— （4,734の内数）	— （7,309の内数）	— （15,416の内数）	—	— （6,084の内数）	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。【2次計画V第2・1(21)ア】〈3次計画V第2・1(14)ア〉
28 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	— （4,454の内数）	— （7,309の内数）	— （15,416の内数）	—	— （6,084の内数）	児童虐待に対する医療的ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。【2次計画V第2・1(21)イ】〈3次計画V第2・1(14)イ〉
29 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	— （94,210の内数）	— （98,176の内数）	— （107,617の内数）	—	— （78,549の内数）	市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」について、設置促進及び機能強化を図る。【2次計画V第2・1(22)】〈3次計画V第2・1(15)〉
30 専門里親の一部【厚生労働省】	— （107,613の内数）	— （114,003の内数）	— （122,716の内数）	—	— （104,742の内数）	専門里親への委託に要する費用【2次計画V第2・1(25)】〈3次計画V第2・1(13)〉
31 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	— （11,683の内数）	— （7,309の内数）	0	—	— （6,084の内数）	里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチング等の委託推進、里親の資質向上や委託里親への支援等を行う事業を実施。【2次計画V第2・1(25)】〈3次計画V第2・1(13)〉（平成28年度限り）

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要	
新32 里親支援事業（仮称） の一部【厚生労働省】	0	0	—	—	0	改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談、支援が位置付けられたことに伴い、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う事業を実施。【2次計画V第2・1(25)】〈3次計画V第2・1(13)〉	
		児童虐待・DV対策等総合支援事業 15,416 の内数					
33 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—		婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化。【2次計画V第2・2(9)ア】〈3次計画V第2・2(6)ア〉
	11,683 の内数	7,309 の内数	15,416 の内数		6,084 の内数		
34 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—		婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施。【2次計画V第2・3(1)ケ】〈3次計画V第2・3(1)シ〉
	11,683 の内数	7,309 の内数	15,416 の内数		6,084 の内数		
35 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	0	—	—	児童養護施設等を退所する子供やDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施。29年度からは下記の社会的養護自立支援事業（仮称）に編入。	
	11,683 の内数	7,309 の内数			6,084 の内数		
新36 社会的養護自立支援事業（仮称）の一部【厚生労働省】	0	0	—	—	0	里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を行うための事業を実施。	
			15,416 の内数		0		
37 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】						自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設の設置・運営や自動車事故による重度後遺障害者を受け入れる病院の整備に要する経費の補助等を実施する（(3)、(4)独立行政法人自動車事故対策機構）。（自動車安全特別会計）【2次計画V第2・1(8)】〈3次計画V第2・1(9)〉	
(1) 短期入院協力病院の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	185	206	192	△ 14	119		
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	112	112	112	0	69		
(3) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—		
	6,658 の内数	6,900 の内数	6,843 の内数		6,658 の内数		
(4) 療護センターの施設整備	—	—	—	—	—		
	543 の内数	476 の内数	76 の内数		472 の内数		
38 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。〈3次計画V第2・3(1)コ〉 平成27年度～平成29年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。	
	15,206の 内数	15,117の 内数	15,396の 内数		15,206の 内数		

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
3. 刑事手続への関与拡充への取組	16	16	17	1	1	
1 医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備【警察庁】	1	1	0	△1	1	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう、証拠の採取・保管に必要な資機材を整備し、性犯罪被害者が警察への被害申告をちゅうちょしている間に証拠が滅失することのないようにする。 【2次計画V第3・1(1)】〈3次計画V第3・1(3)ア〉(平成28年度限り)
2 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための国選弁護制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。 また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求がある場合には、日本司法支援センターにおいて被害者参加人に対し、被害者参加旅費等を支給する。 【2次計画V第3・1(3)】
総合法律支援事業に係る国選弁護人確保業務等委託費						
	16,110 の内数	16,067 の内数	15,478 の内数		15,458 の内数	
3 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。【2次計画V第3・1(24)エ】〈3次計画V第3・1(24)エ〉
4 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	15	15	17	2	—	犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。 【2次計画V第3・1(27)】〈3次計画V第3・1(25)〉
4. 支援等の体制整備への取組	881	795	886	91	377	
1 都道府県担当者会議の開催【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【2次計画IV(2)、V第4・1(1)ア】〈3次計画IV(2)、V第4・1(2)〉
2 犯罪被害者等施策の総合的推進事業【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	28	20	19	△1	19	犯罪被害者等の支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に犯罪被害者等施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【2次計画IV(2)、V第4・1(1)イ】〈3次計画IV(2)、V第4・1(2)、(5)〉 (平成28年度までは「地域における犯罪被害者等の支援体制の整備促進」として実施)

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
3 安心な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	22	18	18	0	15	暴力団等による犯罪や少年福祉犯罪等の検挙、被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う事業で、警察においては、これら情報を捜査等に活用する。 【2次計画V第4・1(11)】〈3次計画V第4・1(15)ア〉
4 交通事故相談活動の推進【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は国土交通省】	14	12	12	0	13	研修会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員の資質の向上に努める。 【2次計画V第4・1(13)】〈3次計画V第4・1(18)〉
5 交通事故被害者サポート事業経費【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	12	11	11	0	14	シンポジウムや各種会議の開催を通じ、交通事故被害者等に対する支援の必要性を社会に広く情報発信するとともに、各種支援を行う行政機関、団体、自助グループ等の連携を強化するなど、交通事故被害者等の支援の充実を図る。
6 公共交通における事故発生時の被害者支援のための施策【国土交通省】	4	4	4	0	1	公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を果たすため、関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を実施する。〈3次計画V第4・1(19)〉
7 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費【内閣府】	26	26	23	△3	22	女性に対する暴力の防止及び被害者支援に関する取組を一層促進するため、官民の担当者を対象としたワークショップを全国で開催し、意見交換や情報共有を行うことにより、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の促進を図る。〈3次計画V第4・1(12)〉
8 配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業【内閣府】	8	0	0	0	8	性犯罪被害者が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や男女共同参画センター等の相談員等を対象とした研修を実施する。 【2次計画V第4・1(2)】(平成27年度限り)
9 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業【内閣府】	0	9	9	0	0	性犯罪被害者が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援機関の支援員を対象とした研修を実施する。 【2次計画V第4・1(2)】〈3次計画V第2・1(21)イ、第4・1(6)、第4・1(10)イ〉

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
10 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	7	2	2	0	2	全国共通ダイヤルにより、配偶者からの暴力についてどこに相談したらよいか分からないという被害者に対し、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送するサービスを実施する。
11 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究【内閣府】	100	88	0	△ 88	75	地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する。〈3次計画V第2・1(21)オ、第4・1(10)オ〉(平成28年度限り)
新12 性犯罪・性暴力被害者支援交付金【内閣府】	0	0	163	163	0	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、その開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する。〈3次計画V第2・1(21)オ、第4・1(10)オ〉
13 ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成経費【内閣府】	0	4	0	△ 4	0	地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成する。〈3次計画V第4・1(21)〉(平成28年度限り)
新14 性犯罪被害者相談電話番号の統一化に要する経費【警察庁】	0	0	3	3	0	都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害者の相談電話番号について、全国統一化を実施し、相談のしやすい環境を構築することで、被害者の負担軽減を図る。【2次計画V第4・1(30)】〈3次計画V第4・1(42)〉
新15 男女間における暴力に関する調査経費【内閣府】	0	0	14	14	0	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態把握を行う。【2次計画V第4・2(3)、(4)】〈3次計画V第4・2(2)〉
16 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、改正特定非営利活動促進法の周知・運用及び特定非営利活動法人に関する実態調査等の実施を行う。(当該施策は犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。)【2次計画V第4・3(5)】〈3次計画V第4・3(5)〉
	91 の内数	86 の内数	85 の内数		69 の内数	
17 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応【警察庁】						
(1) ストーカー対策担当者専科	7	7	7	0	—	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施する。【2次計画V第4・1(15)】〈3次計画V第2・3(1)ウ、第4・1(21)〉

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
(2) 海外における調査研究	2	0	0	0	2	警察におけるストーカー対策推進の参考とするため、職員を先進国の大学へ派遣し、現地の制度・取組について、調査研究を行う。(平成27年度限り)
(3) ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究	24	0	0	0	23	ストーカー行為者の被害者への執着心・支配意識を取り除くための適切な対応について、調査研究を行う。(平成27年度限り)
(4) 事案対策マニュアル作成	3	0	0	0	2	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に迅速・的確に対処するため、事案対策マニュアルを作成する。(平成27年度限り)
(5) ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化	29	0	0	0	17	現場の警察官がストーカー事案及び配偶者からの暴力事案に適切に対応するため、情報管理業務の充実・強化を図る。(平成27年度限り)
(6) ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科等医療との連携	0	12	15	3	0	警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携する。(3次計画V第4・1(22))
(7) ストーカー事案の実態と被害者の意思決定に関する研究	0	1	1	0	0	被害者からの周辺者に対する援助要請や警察相談に至る過程等に着目し、一般国民に対するストーキング被害の実態等の調査を行う。さらに、警察が取り扱うストーカー事案の記録の分析を行う。
新18(8) 多機関連携によるストーカー加害者更生に関する調査研究	0	0	12	12	0	ストーカー加害者の被害者に対する執着心を取り除くための多機関連携による多角的なアプローチに関する調査研究を行う。(3次計画V第4・1(22))
新19(9) スマートフォン等を利用したストーカー被害の実態等に関する調査研究	0	0	9	9	0	スマートフォン等を利用したストーカー被害の実態及び海外における被害防止に係る調査を実施し、サイバーストーキングの被害防止対策について調査研究する。(3次計画V第4・1(22))
新20(10) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案情報の検索機能高度化	0	0	12	12	0	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の危険性・切迫性を判断する際の過去の取扱い等に関するシステム検索機能の高度化を図る。(3次計画V第4・1(22))
21 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	45	22	22	0	—	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。 【2次計画V第4・2(7)】(3次計画V第4・2(6))
22 対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法に関する研究【警察庁】	17	17	19	2	15	より高度な技術が要求される対応の難しい対象者に対する取調べについて、心理学的研究を行うことにより、対象者の特性の把握方法及び対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法を明らかにする。

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
23 被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究【警察庁】	2	1	1	0	2	心理学的研究を行うことにより、児童の特性を査定するための実用的なチェックリストを開発し、被害児童の特性に配慮した効果的な聴取技法の検討に資する。
24 民間団体への支援の充実【警察庁】						民間被害者支援団体が被害者支援において果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実を図る。【2次計画Ⅴ第4・3(1)イ】〈3次計画Ⅴ第4・3(1)ア〉
(1) 民間被害者支援団体に対する活動支援	6	6	6	0	5	
(2) 民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託	44	45	45	0	—	
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	116	118	118	0	—	
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	45	45	45	0	—	
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	50	50	50	0	—	
25 被害者等からの相談への対応【法務省】						
(1) 被害者支援員の配置	192	195	156	△ 39	142	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置。【2次計画Ⅴ第4・1(18)】〈3次計画Ⅴ第4・1(25)〉
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	—	被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設。【2次計画Ⅴ第4・1(18)】〈3次計画Ⅴ第4・1(25)〉
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	8	8	8	0	1	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。【2次計画Ⅴ第3・1(13)ア、ウ、第4・1(28)ア、イ】〈3次計画Ⅴ第1・1(2)、第3・1(5)、第3・1(11)、第3・1(13)ア、ウ、第3・1(14)、第4・1(40)、第4・1(41)ア、イ〉
26 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	70	71	71	0	—	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。【2次計画Ⅴ第4・1(36)、(37)】〈3次計画Ⅴ第4・1(26)、(27)〉
27 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。【2次計画Ⅴ第4・1(20)】〈3次計画Ⅴ第4・1(28)〉
	人権擁護関係予算					
	3,353 の内数	3,341 の内数	3,383 の内数		3,353 の内数	
28 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—	人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。
	人権擁護関係予算					
	3,353 の内数	3,341 の内数	3,383 の内数		3,353 の内数	

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
29 相談及び情報の提供等【法務省】	—	—	—	—	—	<p>日本司法支援センターにおいて、認知機能が不十分な高齢者・障害者やDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。〈3次計画V第4・1(31)ア、イ〉</p> <p>日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体との連携・協力関係を維持・強化し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等の紹介、犯罪被害者等の支援に精通した弁護士の紹介等を含めた様々な情報等の提供を通じた支援を行う。【2次計画V第4・1(32)ウ、(40)】〈3次計画V第4・1(43)イ、ウ〉</p> <p>日本司法支援センターにおける様々な手法を用いた広報活動の実施。〈3次計画V第4・1(43)エ〉</p> <p>※平成27年度～平成29年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。</p>
	15,206 の内数	15,117 の内数	15,396 の内数		15,206 の内数	
30 いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	<p>民間団体等を含む関係者間の連携の下、不登校児童生徒の様々な学習をきめ細かに支援する体制を整備するなど、いじめ・不登校を始めとする諸課題に対応するため、都道府県・指定都市教育委員会等において、先進的な取組を調査研究する。</p> <p>(平成28年度までは「いじめ対策等生徒指導推進事業」の一部として実施)</p>
	83 の内数	18 の内数	179 の内数		82 の内数	
31 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	<p>教育分野に関する知識に加えて、福祉の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。【2次計画V第2・1(22)、2(10)イ、第4・1(23)、2(11)、第5・1(15)ア】〈3次計画V第2・1(15)、第2・2(9)イ、第4・1(34)ア、第4・2(9)〉</p> <p>(平成28年度までは「いじめ対策等総合推進事業」の一部として実施)</p>
	647 の内数	972 の内数	1,258 の内数		4,933 の内数	
32 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	<p>児童虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るため研修の充実を図る。【2次計画V第4・2(12)】〈3次計画V第4・2(10)〉</p>
	4,734 の内数	7,309 の内数	15,416 の内数		6,084 の内数	
新33 海外における調査研究	0	0	7	7	0	<p>我が国における犯罪被害者等に対する今後の経済的支援制度の在り方に関する検討に資するため、職員を先進国の大学へ派遣し、現地の制度・取組について、調査研究を行う。</p>

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
新34 犯罪被害者等に関する調査	0	0	4	4	0	犯罪被害者等の置かれた状況や、一般国民が犯罪被害者等に対してどのような意識を持ち、また犯罪被害者等施策の認知度はどの程度あるのかなどを調査する。
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	37	44	40	△4	34	
1 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	9	9	10	1	12	犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられるよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業を東京及び複数の地域で開催する。【2次計画V第5・1(8)、(10)ア】〈3次計画V第5・1(8)、(10)ア〉
2 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費【内閣府】	7	7	6	△1	3	男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化する。【2次計画V第5・1(9)】〈3次計画V第5・1(14)ア〉
3 女性に対する暴力の予防啓発促進経費【内閣府】	5	6	6	0	2	若年層に対して暴力の加害者にも被害者にもならないための効果的な指導を行うため、若年層に対し教育・啓発の機会を多く持つ者等に対する研修を実施する。〈3次計画V第5・1(13)〉
4 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】	2	9	2	△7	1	犯罪被害者等の置かれた実情について理解を深めるため、民間被害者支援団体等と連携するなどし、広報啓発活動を推進する。【2次計画V第5・1(11)イ、ウ】〈3次計画V第5・1(15)イ、ウ〉
5 人身取引被害申告書の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1	人身取引被害者が被害申告をする際の連絡先等を記載した申告書を作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努める。
6 人権啓発活動【法務省】	—	—	—	—	—	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【2次計画V第5・1(9)ウ】〈3次計画V第5・1(14)ウ〉
	人権擁護関係予算					
	3,353 の内数	3,341 の内数	3,383 の内数		3,353 の内数	
7 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	道徳教育用教材の充実や効果的な指導方法の普及、求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上、地域に根ざした創意工夫ある道徳教育を支援する。
	1,457 の内数	1,460 の内数	677 の内数		882 の内数	
8 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する。
	107 の内数	99 の内数	99 の内数		5,075 の内数	

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
9 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	— (1,005の内数)	— (1,169の内数)	— (1,226の内数)	—	— (1,005の内数)	各都道府県、指定都市及び中核市において人権教育を担当する指導主事、教育センターの研修担当主事、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、教諭等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭・地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【2次計画V第5・1(2)】〈3次計画V第5(2)〉
10 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	— (73の内数)	— (66の内数)	— (55の内数)	—	— (62の内数)	
11 心のケアシンポジウム（平成26・27年度は児童生徒の現代的健康課題への対応事業として計上）【文部科学省】	— (57の内数)	0	0	0	— (57の内数)	
12 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	14	14	15	1	14	
6. 推進体制	35	28	27	△1	24	
1 都道府県担当者会議の開催【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】（4.1の再掲）	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との緊密な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【2次計画IV(2)、V第4・1(1)ア】〈3次計画IV(2)、V第4・1(2)〉

施策・事業	平成27年度 予算額	平成28年度 当初予算額	平成29年度 予算額	対前年度 増△減額	平成27年度 決算額	施策・事業の概要
2 犯罪被害者等施策の総合的推進事業【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】 (4. 2の再掲)	28	20	19	△ 1	19	犯罪被害者等の支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に犯罪被害者等施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【2次計画Ⅳ(2)、Ⅴ第4・1(1)イ】〈3次計画Ⅳ(2)、Ⅴ第4・1(2)、(5)〉 (平成28年度までは「地域における犯罪被害者等の支援体制の整備促進」として実施)
3 犯罪被害者団体等との情報交換の実施【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	1	1	1	0	1	犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換等を行う。【2次計画Ⅳ(4)】〈3次計画Ⅳ(2)〉
4 犯罪被害者等施策年次報告の作成【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	6	6	6	0	5	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。【2次計画Ⅳ(7)】〈3次計画Ⅳ(7)〉

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「-」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

5-1. 政府の主たる犯罪被害者等施策担当窓口

警察庁	長官官房犯罪被害者等施策担当参事官（推進会議、犯罪被害者等基本計画関係） 長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室（警察が行う犯罪被害者支援関係）
内閣府	男女共同参画局総務課
総務省	大臣官房企画課
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室
厚生労働省	政策統括官（総合政策担当）付社会保障政策担当参事官室
国土交通省	総合政策局政策課

5-2. 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等並びに条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況

平成29年4月1日現在

地方公共団体名	施策担当窓口 部局名	総合的対応窓口 部局名	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例・計画等の制定・策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
			地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他	条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課	同左	○	○		○	○	○	○		○		
青森県	環境生活部県民生活文化課	同左	○	○	○				○		○		
岩手県	環境生活部県民くらしの安全課	同左	○	○					○	○			
宮城県	環境生活部共同参画社会推進課	同左	○				○	○	○	○			
秋田県	生活環境部県民生活課	同左	○	○	○				○	○			
山形県	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課	同左	○	○	○				○	○			○
福島県	生活環境部男女共生課	同左				○	○		○	○			
茨城県	生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室	同左	○	○					○	○			
栃木県	県民生活部くらし安全安心課	同左	○	○	○				○	○			
群馬県	生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課	同左				○	○		○	○			
埼玉県	県民生活部防犯・交通安全課	同左	○	○					○	○			
千葉県	環境生活部くらし安全推進課	同左	○	○	○				○	○			
東京都	総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当	同左								○			
神奈川県	安全防災局安全防災部くらし安全交通課	同左	○	○					○	○			○
新潟県	県民生活・環境部県民生活課	同左	○	○					○	○			
富山県	総合政策局防災・危機管理課	同左	○	○					○	○			
石川県	生活環境部生活安全課交通防犯グループ	同左	○	○						○			
福井県	安全環境部県民安全課	同左	○	○	○			○		○			
山梨県	県民生活部県民生活・男女参画課県民生活安全担当	同左	○			○	○		○				
長野県	県民文化部人権・男女共同参画課	同左				○	○			○			

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧										条例・計画等の制定・策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他				
岐阜県	環境生活部県民生活課	県民生活相談センター	○	○	○					○	○	○	
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課	同左	○	○						○	○		
愛知県	県民生活部地域安全課	県民相談・情報センター及び県民相談室	○	○						○	○		
三重県	環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班	同左	○	○	○						○		
滋賀県	県民生活部県民活動生活課安全なまちづくり係	同左	○							○	○		
京都府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課	同左	○	○						○	○		
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課	同左	○								○		
兵庫県	企画県民部県民生活局地域安全課	同左	○							○	○		
奈良県	くらし創造部人権施策課	同左				○				○	○		
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	同左	○	○	○				○	○			
鳥取県	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	同左	○	○	○				○	○	○		
島根県	環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室	同左	○		○					○	○		
岡山県	県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班	同左	○	○	○					○	○		
広島県	環境県民局県民活動課	同左	○	○				○	○		○		
山口県	環境生活部地域安心・安全推進室	同左	○	○					○		○		
徳島県	危機管理部県民くらし安全局生活安全課	同左	○	○	○						○		
香川県	危機管理総局くらし安全安心課	同左	○	○	○				○	○			
愛媛県	県民環境部県民生活局人権対策課	同左				○				○	○		
高知県	文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課	同左	○	○	○		○		○				
福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課	同左	○	○	○						○		
佐賀県	県民環境部くらしの安全安心課	同左	○	○	○				○	○	○		
長崎県	県民生活部交通・地域安全課	同左	○	○							○		
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	同左	○	○				○	○		○		
大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課(消費生活・男女共同参画プラザ)	同左	○		○		○		○		○		
宮崎県	総合政策部人権同和対策課	同左				○					○		
鹿児島県	総務部県民生活局生活・文化課	同左	○	○	○				○		○		
沖縄県	子ども生活福祉部消費・くらし安全課	同左	○	○	○				○	○	○		
札幌市	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	同左				○	○			○	○		

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧										条例・計画等の制定・策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口		犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
	部局名	総合的対応窓口 部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他				
仙台市	市民局生活安全安心部市民生活課	同左	○						○		○		
さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	同左	○	○					○		○		
千葉市	市民局市民自治推進部地域安全課	同左	○	○					○				
横浜市	市民局人権課	同左				○							
川崎市	市民文化局市民生活部地域安全推進課／人権・男女共同参画室	市民文化局市民生活部地域安全推進課	○	○		○	○		○		○		
相模原市	市民局交通・地域安全課	同左	○	○					○				
新潟市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	同左	○	○					○	○	○		
静岡市	市民局生活安心安全課	同左	○	○	○				○	○	○		
浜松市	市民部市民生活課	市民生活課くらしのセンター		○	○				○	○	○		
名古屋市	市民経済局地域振興部地域安全推進課地域安全推進係	同左	○	○					○				
京都市	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	同左	○	○					○	○	○	○	
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	同左				○					○		
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	同左	○							○			
神戸市	危機管理室／保健福祉局総務部人権推進課	保健福祉局総務部人権推進課	○	○		○			○	○		○	
岡山市	市民生活局生活安全課交通安全防犯室	同左	○	○	○					○			
広島市	市民局市民安全推進課	同左	○						○		○		
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター	同左							○	○			
福岡市	市民局生活安全部生活安全課	同左	○	○					○				
熊本市	市民局市民生活部生活安全課	同左	○	○	○				○				

(注) 総合的対応窓口とは、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う窓口をいう。

都道府県・政令指定都市における条例・計画等の策定・策定及び見舞金・貸付金制度導入状況の実施数と割合

地方公共団体(数)	条例の制定		計画等の策定		見舞金		貸付金	
	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)
都道府県(47)	28	59.6%	43	91.5%	1	2.1%	2	4.3%
政令指定都市(20)	9	45.0%	10	50.0%	2	10.0%	0	0.0%

5-3. 犯罪被害者等施策主管課・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置、条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況（市区町村）

平成29年4月1日現在

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	（%）	設置済み数	（%）	条例の制定数	（%）	計画等の策定数	（%）	見舞金		貸付金	
										導入済み数	（%）	導入済み数	（%）
北海道	178	178	100.0%	171	96.1%	174	97.8%	5	2.8%	2	1.1%	1	0.6%
青森	40	40	100.0%	40	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	33	33	100.0%	32	97.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
秋田	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	21	84.0%	0	0.0%
山形	35	35	100.0%	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島	59	59	100.0%	59	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
茨城	44	44	100.0%	44	100.0%	7	15.9%	0	0.0%	3	6.8%	2	4.5%
栃木	25	25	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	35	35	100.0%	35	100.0%	0	0.0%	13	37.1%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉	62	62	100.0%	62	100.0%	3	4.8%	1	1.6%	4	6.5%	0	0.0%
千葉	53	53	100.0%	53	100.0%	6	11.3%	0	0.0%	5	9.4%	0	0.0%
東京	62	62	100.0%	62	100.0%	4	6.5%	1	1.6%	0	0.0%	3	4.8%
神奈川	30	30	100.0%	30	100.0%	4	13.3%	0	0.0%	4	13.3%	0	0.0%
新潟	29	29	100.0%	29	100.0%	15	51.7%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%
富山	15	15	100.0%	15	100.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川	19	19	100.0%	19	100.0%	15	78.9%	0	0.0%	11	57.9%	0	0.0%
福井	17	17	100.0%	17	100.0%	2	11.8%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%
山梨	27	27	100.0%	27	100.0%	11	40.7%	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%
長野	77	77	100.0%	70	90.9%	0	0.0%	5	6.5%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜	42	42	100.0%	42	100.0%	2	4.8%	4	9.5%	0	0.0%	0	0.0%
静岡	33	33	100.0%	32	97.0%	1	3.0%	0	0.0%	1	3.0%	0	0.0%
愛知	53	53	100.0%	53	100.0%	5	9.4%	1	1.9%	1	1.9%	0	0.0%
三重	29	29	100.0%	29	100.0%	0	0.0%	7	24.1%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	19	19	100.0%	19	100.0%	18	94.7%	0	0.0%	18	94.7%	0	0.0%
京都	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	25	100.0%	1	4.0%
大阪	41	41	100.0%	41	100.0%	4	9.8%	1	2.4%	4	9.8%	0	0.0%
兵庫	40	40	100.0%	40	100.0%	21	52.5%	0	0.0%	19	47.5%	1	2.5%
奈良	39	39	100.0%	39	100.0%	6	15.4%	0	0.0%	6	15.4%	2	5.1%
和歌山	30	30	100.0%	30	100.0%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%
鳥取	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%
広島	22	22	100.0%	22	100.0%	6	27.3%	0	0.0%	6	27.3%	0	0.0%
山口	19	19	100.0%	19	100.0%	6	31.6%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%
徳島	24	24	100.0%	24	100.0%	0	0.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
香川	17	17	100.0%	17	100.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	20	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
高知	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	(%)	設置済み数	(%)	条例の制定数	(%)	計画等の策定数	(%)	見舞金		貸付金	
										導入済み数	(%)	導入済み数	(%)
福岡	58	58	100.0%	58	100.0%	1	1.7%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%
佐賀	20	20	100.0%	20	100.0%	18	90.0%	0	0.0%	18	90.0%	0	0.0%
長崎	21	21	100.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本	44	44	100.0%	44	100.0%	3	6.8%	2	4.5%	1	2.3%	0	0.0%
大分	18	18	100.0%	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮崎	26	26	100.0%	21	80.8%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島	43	43	100.0%	43	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	41	41	100.0%	38	92.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全国	1,721	1,721	100.0%	1,697	98.6%	410	23.8%	79	4.6%	158	9.2%	10	0.6%

※ 市区町村数には、政令指定都市を含まない。

※ 区は東京都の23区をいう。

5-4. 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
(都道府県・政令指定都市)		
山形県	平成20年4月1日	
神奈川県	平成21年4月1日	
岐阜県	平成20年4月1日	犯罪被害により親等を亡くした遺児（義務教育終了までの者及び高等学校在学中で満20歳未満の者）に、年1回（5月5日基準日）激励金を支給 (1) 小学生以下 1万5千円 (2) 中学生 2万円 (3) 高校生等 2万5千円
京都府京都市	平成23年4月1日	30万円※生活資金の給付（犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。）
兵庫県神戸市	平成25年4月1日	30万円（資力要件・自責要件等あり）
(市区町村)		
北海道北斗市	平成22年4月1日	30万円
北海道広尾町	平成21年4月1日	30万円
秋田県能代市	平成19年4月1日	30万円
秋田県横手市	平成18年4月1日	30万円
秋田県大館市	平成18年10月1日	30万円
秋田県男鹿市	平成20年4月1日	30万円
秋田県潟上市	平成18年4月1日	30万円
秋田県にかほ市	平成19年4月1日	30万円
秋田県井川町	平成18年6月21日	30万円
秋田県鹿角市	平成23年4月1日	30万円
秋田県湯沢市	平成28年4月1日	30万円
秋田県由利本荘市	平成28年4月1日	30万円
秋田県大仙市	平成28年4月1日	30万円
秋田県北秋田市	平成27年10月1日	30万円
秋田県小坂町	平成28年4月1日	30万円
秋田県五城目町	平成28年4月1日	30万円
秋田県大潟村	平成28年4月1日	30万円
秋田県美郷町	平成28年4月1日	30万円
秋田県羽後町	平成28年4月1日	30万円
秋田県東成瀬村	平成28年4月1日	30万円
秋田県秋田市	平成29年4月1日	30万円
秋田県仙北市	平成29年4月1日	30万円
秋田県上小阿仁村	平成28年10月1日	30万円
茨城県常陸大宮市	平成22年3月25日	30万円（第1順位遺族）
茨城県潮来市	平成25年12月27日	30万円
茨城県行方市	平成29年4月1日	30万円
埼玉県蕨市	昭和43年4月1日	10万円
埼玉県新座市	平成24年6月22日	見舞金の額は、犯罪被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める。

(平成29年4月1日現在)

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
	30万円	30万円
	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円（上限）を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を負ったものに対し、30万円（上限）を貸し付ける。	
30万円※生活資金の給付（犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。全治1か月以上の加療及び3日以上入院等の要件あり。）		
全治1か月以上10万円（資力要件・自責要件等あり）		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円	1人20万円以内貸付期間1年以内	
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円		
(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
10万円		
全治1か月以上10万円		20万円以内償還2年以内無利子
20万円		20万円以内償還2年以内無利子
10万円		
重傷者5万円		
見舞金の額は、犯罪被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める。		

基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
埼玉県三芳町	平成13年4月1日	30万円
埼玉県嵐山町	平成12年4月1日	30万円
千葉県成田市	平成18年3月27日	30万円
千葉県神崎町	平成15年4月1日	30万円
千葉県多古町	平成14年1月1日	30万円
千葉県松戸市	平成24年7月9日	3万円
千葉県印西市	平成29年4月1日	30万円
東京都杉並区	平成18年4月1日	
東京都国分寺市	平成25年2月1日	
東京都多摩市	平成21年4月1日	
神奈川県秦野市	平成元年6月23日	10万円
神奈川県座間市	平成16年4月1日	(1) 20歳未満の者20万円 (2) 20歳以上の者30万円
神奈川県寒川町	平成15年4月1日	50万円
神奈川県茅ヶ崎市	平成27年11月25日	50万円
石川県金沢市	平成24年4月1日	30万円
石川県中能登町	平成24年4月1日	30万円
石川県能登町	平成24年4月1日	30万円
石川県羽咋市	平成26年1月1日	30万円
石川県かほく市	平成25年4月1日	30万円
石川県野々市市	平成25年4月1日	30万円
石川県津幡町	平成26年4月1日	30万円
石川県内灘町	平成26年4月1日	30万円
石川県志賀町	平成26年4月1日	30万円
石川県宝達志水町	平成26年4月1日	30万円
石川県小松市	平成27年4月1日	30万円
福井県越前市	平成24年4月1日	30万円
山梨県韮崎市	平成21年3月23日	50万円
静岡県藤枝市	平成29年4月1日	30万円
愛知県犬山市	昭和44年3月29日	15万円（即死及び災害発生後当該災害原因による7日以内の死亡者）
滋賀県大津市	平成15年4月1日	30万円
滋賀県彦根市	平成12年9月29日	30万円
滋賀県長浜市	平成18年2月13日	30万円
滋賀県近江八幡市	平成22年3月21日	30万円

傷害	貸付金の額等	
	死亡	傷害
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円		
(1) 全治1か月以上3か月未満5万円 (2) 全治3か月以上10万円		
	・貸付額30万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還 10万円以内は10か月以内 10万円を超え20万円以内は20か月以内 20万円を超え30万円以内は30か月以内	
	・金融機関への融資あっせん制度 ・貸付額50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据え置き後償還36か月以内	
	・貸付額10万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還15か月以内	
全治1か月以上10万円		
加療1か月以上の被害10万円 1か月以上の加療を要さない性犯罪被害5万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
全治1か月以上10万円		
10万円		
全治1か月以上5万円		
5万円（医師の診断により入院30日以上の治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者）（H20.4.1より3万円から5万円に改正）		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		
全治1か月以上10万円		

基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
滋賀県草津市	平成14年3月25日	30万円
滋賀県守山市	平成13年12月25日	30万円
滋賀県栗東市	平成13年10月1日	30万円
滋賀県甲賀市	平成17年1月1日	30万円
滋賀県野洲市	平成16年10月1日	30万円
滋賀県湖南市	平成16年10月1日	30万円
滋賀県東近江市	平成17年2月11日	30万円
滋賀県米原市	平成18年4月1日	30万円
滋賀県日野町	平成15年4月1日	30万円
滋賀県竜王町	平成12年4月1日	30万円
滋賀県愛荘町	平成18年2月13日	30万円
滋賀県甲良町	平成27年4月1日	30万円
滋賀県豊郷町	平成29年4月1日	30万円
滋賀県多賀町	平成29年4月1日	30万円
京都府福知山市	平成24年4月1日	30万円
京都府舞鶴市	平成23年6月28日	30万円
京都府綾部市	平成24年4月1日	30万円
京都府宇治市	平成22年4月1日	30万円
京都府宮津市	平成23年4月1日	30万円
京都府亀岡市	平成24年4月1日	30万円
京都府城陽市	平成22年10月1日	30万円
京都府向日市	平成25年4月1日	30万円
京都府長岡京市	平成23年1月1日	30万円
京都府八幡市	平成24年7月12日	30万円
京都府京田辺市	平成23年9月26日	30万円
京都府京丹後市	平成24年4月1日	30万円
京都府南丹市	平成26年4月1日	30万円
京都府木津川市	平成24年4月1日	30万円
京都府大山崎町	平成24年10月1日	30万円
京都府久御山町	平成21年5月1日	30万円
京都府井手町	平成23年7月1日	30万円
京都府宇治田原町	平成23年6月20日	30万円
京都府笠置町	平成26年4月1日	30万円
京都府和束町	平成26年4月1日	30万円
京都府精華町	平成25年9月1日	30万円
京都府南山城村	平成25年10月1日	30万円
京都府京丹波町	平成26年1月3日	30万円
京都府伊根町	平成23年4月1日	30万円
京都府与謝野町	平成23年1月1日	30万円
大阪府池田市	平成11年4月1日	20万円
大阪府高槻市	昭和56年4月1日	10万円
大阪府松原市	昭和45年4月1日	5万円
大阪府摂津市	平成20年7月1日	30万円
兵庫県宝塚市	平成17年4月1日	30万円
兵庫県丹波市	平成20年10月1日	30万円
兵庫県宍粟市	平成17年4月1日	10万円
兵庫県たつの市	平成17年10月1日	30万円
兵庫県相生市	平成17年6月27日	30万円
兵庫県明石市	平成23年4月1日	30万円
兵庫県姫路市	平成23年4月1日	30万円
兵庫県赤穂市	平成18年4月1日	30万円
兵庫県太子町	平成21年4月1日	30万円
兵庫県佐用町	平成22年4月1日	30万円
兵庫県三木市	平成25年4月1日	30万円

	傷害	貸付金の額等	
		死亡	傷害
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	入院加療3か月以上3万円		
	支給対象外		
	支給対象外		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上1万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	10万円(死亡・傷害あわせて30万円を超えない範囲)	50万円を超えない範囲	50万円を超えない範囲
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
兵庫県尼崎市	平成27年7月1日	30万円
兵庫県西宮市	平成28年4月1日	30万円
兵庫県芦屋市	平成28年4月1日	30万円
兵庫県小野市	平成28年10月1日	30万円
兵庫県養父市	平成28年10月1日	30万円
兵庫県三田市	平成29年4月1日	30万円
兵庫県加古川市	平成29年4月1日	30万円
兵庫県上郡町	平成29年3月10日	30万円
奈良県大和郡山市	平成28年4月1日	30万円
奈良県天理市	平成29年4月1日	30万円
奈良県山添村	平成29年4月1日	30万円
奈良県川西町	平成29年4月1日	30万円
奈良県三宅町	平成29年4月1日	30万円
奈良県田原本町	平成29年4月1日	30万円
和歌山県上富田町	平成29年4月1日	30万円
岡山県総社市	平成23年4月1日	30万円
岡山県備前市	平成23年10月1日	30万円
岡山県瀬戸内市	平成24年1月1日	30万円
岡山県和気町	平成23年10月1日	30万円
広島県呉市	平成28年4月1日	30万円
広島県府中市	平成29年1月1日	30万円
広島県大竹市	平成29年4月1日	30万円
広島県安芸高田市	平成29年4月1日	30万円
広島県江田島市	平成29年4月1日	30万円
広島県神石高原町	平成29年4月1日	30万円
山口県防府市	平成25年4月1日	30万円
福岡県宗像市	平成16年4月1日	30万円
佐賀県嬉野市	平成28年4月1日	30万円
佐賀県唐津市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県多久市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県伊万里市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県武雄市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県鹿島市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県小城市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県神埼市	平成29年4月1日	30万円
佐賀県吉野ヶ里町	平成29年4月1日	30万円
佐賀県基山町	平成28年10月1日	30万円
佐賀県上峰町	平成28年10月1日	30万円
佐賀県みやき町	平成28年7月1日	30万円
佐賀県玄海町	平成28年10月1日	30万円
佐賀県有田町	平成29年4月1日	30万円

	傷害	貸付金の額等	
		死亡	傷害
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円	50万円以内	50万円以内
	全治1か月以上10万円	50万円以内	50万円以内
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月の加療かつ3日以上病院に入院を要したもの ただし、精神の疾患の場合にあたっては、3日以上 労務に服することができない者10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	(1) 全治2週間以上1か月未満5万円 (2) 全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円 (自責要件等あり)		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診 断された者10万円		

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等
		死亡
佐賀県大町町	平成28年10月1日	30万円
佐賀県江北町	平成29年4月1日	30万円
佐賀県白石町	平成29年4月1日	30万円
佐賀県太良町	平成28年10月1日	30万円
熊本県長洲町	平成21年4月1日	15万円

	傷害	貸付金の額等	
		死亡	傷害
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者10万円		
	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者10万円		
	全治1か月以上5万円		

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

(平成29年4月1日現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	011-232-8740	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 性暴力専用ダイヤル(011-211-8286、平成26年4月1日から実施)
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (北・ほっかいどう被害者相談室)	0166-24-1900	月、火、木、金		臨床心理士によるカウンセリング(無料)
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談(2回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(4回まで無料) 性暴力被害専用相談電話(りんごの花ホットライン017-777-8349)
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 性暴力被害専用相談電話(019-601-3026)
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 (月は予約の相談日)	○☆	性暴力被害専用相談電話 0120-556-460 (性暴力被害の相談日 月～金曜日10時から20時まで 土曜日10時から16時まで)
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-628-010	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 精神科医師による治療(無料) 犯罪被害者に対する経済支援(特別支援)
山形	公	やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(1回無料)
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 性暴力等被害相談電話(SACRAふくしま 024-533-3940)
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料、弁護士入室日は要問合せ) 性暴力被害相談 029-350-2001(性暴力被害者サポートネットワーク茨城)
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
群馬	公	被害者支援センターすてつぐんま	027-253-9991	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) DV被害者一時保護シェルターの運営
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○☆	性暴力等犯罪被害専用相談電話(アイリスホットラインやさしい048-839-8341) 弁護士による法律相談(月2回、1回無料、予約制) 臨床心理士によるカウンセリング(予約制)
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料、原則毎月第4水曜日午後2時から4時まで) 臨床心理士によるカウンセリング(無料、予約制)
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング(無料)
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○☆	性被害専用(045-328-3725、月～金)
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870 長岡 0258-32-7016 上越 025-522-3133	月～金	○☆	弁護士による法律相談(3回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(3回まで無料) 性暴力等被害専用相談電話(025-281-1020)
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリング(原則初回相談無料)
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土	○☆	弁護士による法律相談(初回無料、要予約) 臨床心理士による心理相談(初回無料、要予約)
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○☆	臨床心理士によるカウンセリング(無料、毎木曜日午後、要予約)
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830 中信 0263-73-0783 南信 0265-76-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による相談（無料） 性暴力被害者専用電話相談 24時間ホットライン やさしく（ぎふ性暴力被害者支援センター 058-215-8349）
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○☆	性暴力被害相談電話（059-253-4115、土日祝・年末年始除く） 弁護士による法律相談（無料、第4水曜日） 臨床心理士による心理相談（無料、第2水曜日）
滋賀	N	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○☆	性被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO） 090-2599-3105（365日24時間対応）
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830 0120-78-3974 （ほくぶ相談室）	月～金 ほくぶ相談室 月、木	○☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託 （通訳派遣など実施） 弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（10回まで無料）
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火、水、金、土	○☆	被害者に精通した弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による心理相談（無料）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783 0744-23-0783 （中南和相談コーナー）	月～金 中南和相談 コーナーは 月、火	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料、5月・10月）
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士による無料カウンセリング（毎週火曜 日午前中）
島根	公	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○☆	
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月、水、木、土 第1・第3日	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士による心理相談（原則1回無料）
山口	公	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料）
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830	月、水～土	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2、4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、第1、 3水曜日） 性暴力被害専用相談電話（087-802-5566、日祝・ 年末年始除く）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回のみ無料） 臨床心理士による心理相談（年1回まで無料）
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-735-3156 093-582-2796 （北九州窓口）	月～金	○☆	性暴力被害専用 （092-762-0799、24時間365日年中無休）
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀ボイス	0952-33-2110	月～金	○☆	
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（1 回無料） 性暴力被害相談専用（095-895-8856、土日祝・年 末年始除く）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○☆	性暴力被害専用相談電話（ゆあさいどくまもと 24時間ホットライン096-386-5555） 弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料）

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4火曜日） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（無料、第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、第2・4木曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料、第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 精神科医及び臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）

注 N：特定非営利活動法人、公：公益社団法人、一：一般社団法人
 「○」は、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けていることを、「☆」は公益社団法人、特定公益増進法人又は認定
 特定非営利活動法人として認定されており当該団体に対する寄付金については税制上の優遇措置があることを示す。

7. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移 (平成24～28年)

年次	24	25	26	27	28
刑法犯総数	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120
凶悪犯総数	7,070	6,757	6,453	5,618	5,130
殺人	1,032	938	1,054	933	895
強盗	3,691	3,324	3,056	2,426	2,332
放火	1,081	1,086	1,093	1,092	914
強姦	1,266	1,409	1,250	1,167	989
粗暴犯総数	67,356	66,494	65,814	64,049	62,043
凶器準備集合	6	12	10	9	3
暴行	31,863	31,545	32,372	32,543	31,813
傷害	28,053	27,864	26,653	25,183	24,365
うち) 傷害致死	104	111	92	80	79
脅迫	3,253	3,452	3,738	3,700	3,700
恐喝	4,181	3,621	3,041	2,614	2,162
窃盗犯総数	1,059,131	981,233	897,259	807,560	723,148
侵入盗	115,328	107,313	93,566	86,373	76,477
乗り物盗	397,787	376,244	352,045	309,837	272,174
非侵入盗	546,016	497,676	451,648	411,350	374,497
知能犯総数	40,235	43,141	46,027	43,622	45,778
詐欺	34,762	38,302	41,523	39,432	40,990
横領	1,754	1,714	1,723	1,536	1,513
偽造	3,596	3,020	2,665	2,550	3,176
うち) 通貨偽造	1,152	752	613	579	527
うち) 文書偽造	2,134	2,005	1,768	1,690	1,821
うち) 支払用カード偽造	128	99	162	181	683
うち) 有価証券偽造	122	100	76	57	61
汚職	65	63	63	70	49
うち) 賄賂	43	38	34	43	28
あっせん利得処罰法	1	1	—	—	—
背任	57	41	53	34	50
風俗犯総数	11,986	12,041	11,915	11,032	10,385
賭博	366	123	221	270	365
わいせつ	11,620	11,918	11,694	10,762	10,020
うち) 強制わいせつ	7,321	7,654	7,400	6,755	6,188
うち) 公然わいせつ	2,979	3,175	3,143	2,912	2,824
その他の刑法犯	217,389	204,474	184,695	167,088	149,636
うち) 占有離脱物横領	39,753	33,114	29,534	26,500	22,979
うち) 公務執行妨害	3,123	2,968	2,834	2,691	2,472
うち) 住居侵入	20,502	19,722	17,897	17,112	15,982
うち) 逮捕監禁	309	304	304	341	295
うち) 略取誘拐・人身売買	190	185	198	192	228
うち) 盗品	2,559	2,045	1,716	1,590	1,495
うち) 器物損壊等	145,711	140,809	126,818	112,931	100,440

8. 特定罪種別 死傷別 被害者数 (平成27年)

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数 (交通業過を除く)	30,103	10,823	802	327	2,724	854	26,577	9,642
殺人罪	839	364	329	196	205	61	305	107
嬰兒殺	17	11	17	11	—	—	—	—
自殺関与・同意殺人罪	21	14	17	11	1	1	3	2
強盗殺人罪 ^{注2)}	28	12	15	5	5	1	8	6
強盗傷人罪	914	359	—	—	96	46	818	313
強盗強姦罪	7	7	—	—	1	1	6	6
放火罪	78	33	28	10	8	4	42	19
強姦罪	182	182	—	—	4	4	178	178
傷害罪	26,601	9,077	80	24	2,165	644	24,356	8,409
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	81	24	80	24	1	—	—	—
汚職罪	7	—	—	—	—	—	7	—
強制わいせつ罪	424	419	3	2	7	7	414	410
危険運転致死傷 (交通業過を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
過失傷害罪	277	144	—	—	58	40	219	104
過失致死罪	27	7	24	7	—	—	3	—
業務上等過失致死傷 (交通業過を除く)	552	128	250	37	155	35	147	56
失火罪	45	18	17	10	5	2	23	6
激発物破裂・ガス等漏出罪	1	—	—	—	—	—	1	—
墮胎罪	2	2	—	—	—	—	2	2
往来妨害罪	6	4	1	1	3	3	2	—
遺棄罪	20	14	18	12	2	2	—	—
逮捕監禁罪	53	27	3	1	8	3	42	23
建造物等損壊	—	—	—	—	—	—	—	—
決闘罪ニ関スル件	—	—	—	—	—	—	—	—
爆発物取締罰則	—	—	—	—	—	—	—	—
航空危険行為処罰法	2	1	—	—	1	—	1	1

注1 重傷者とは、全治1箇月以上の傷害を負った者をいう。

注2 強盗殺人罪及び傷害致死罪で負傷者があるのは、一つの事件で死者と負傷者のある場合の負傷者を計上したものである。

- 8. 特定罪種別 死傷別 被害者数 (平成27年)
- 9. 交通事故発生状況の推移 (平成24~28年)
- 10. 交通事故死者数の月別推移 (平成24~28年)

9. 交通事故発生状況の推移 (平成24~28年)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
発生件数 (件)	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201
死亡事故 (件)	4,307	4,293	4,013	4,028	3,790
死者数 (人)	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904
負傷者数 (人)	825,392	781,492	711,374	666,023	618,853
重傷者数 (人)	46,663	44,546	41,658	38,959	37,351
軽傷者数 (人)	778,729	736,946	669,716	627,064	581,502
厚生統計の死者数(人) (1年未満)	6,277	5,914	5,589	5,525	

- 注1 「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)以上の治療を要する場合をいう。
 注2 「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)未満の治療を要する場合をいう。
 注3 厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く)をいう。
 厚生統計は、平成6年までは、自動車事故とされた者の数を計上しており、7年以降は、陸上の交通事故とされた者から鉄道員等明らかに道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

10. 交通事故死者数の月別推移 (平成24~28年)

年次 死者 発生月	平成24年				平成25年				平成26年				平成27年				平成28年			
	30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者			
	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者
1月	392	1.20	326	66	412	1.19	347	65	417	1.17	355	62	410	1.18	346	64	402	1.15	349	53
2月	379	1.17	325	54	392	1.16	339	53	349	1.14	307	42	365	1.19	308	57	324	1.24	261	63
3月	402	1.18	342	60	401	1.20	334	67	371	1.19	311	60	375	1.18	317	58	387	1.21	321	66
4月	394	1.16	341	53	399	1.16	345	54	376	1.20	313	63	379	1.18	320	59	367	1.19	309	58
5月	382	1.23	310	72	379	1.14	332	47	377	1.17	322	55	371	1.18	314	57	380	1.18	323	57
6月	361	1.20	302	59	378	1.20	314	64	379	1.20	317	62	329	1.15	287	42	315	1.19	264	51
7月	419	1.21	347	72	400	1.20	332	68	372	1.14	325	47	390	1.17	333	57	353	1.20	294	59
8月	468	1.19	392	76	448	1.20	374	74	357	1.19	301	56	401	1.18	340	61	395	1.20	328	67
9月	453	1.21	373	80	430	1.17	366	64	414	1.20	345	69	406	1.20	339	67	373	1.21	309	64
10月	520	1.18	440	80	440	1.15	381	59	477	1.19	400	77	460	1.18	391	69	451	1.20	376	75
11月	502	1.15	435	67	514	1.19	432	82	430	1.14	377	53	453	1.20	379	74	424	1.21	350	74
12月	589	1.17	505	84	572	1.16	492	80	519	1.18	440	79	520	1.17	443	77	504	1.20	420	84
合計	5,261	1.19	4,438	823	5,165	1.18	4,388	777	4,838	1.18	4,113	725	4,859	1.18	4,117	742	4,675	1.20	3,904	771

- 注1 「30日以内死者」とは、「24時間死者」と「30日死者」の合計で、交通事故発生から30日以内に死亡した人をいう。
 注2 「24時間死者」とは、交通事故発生から24時間以内に交通事故が原因で死亡した人をいう。
 注3 「30日死者」とは、交通事故発生から24時間経過後30日以内に交通事故が原因で死亡した人をいう。
 注4 比率とは、「30日以内死者数」の「24時間死者数」に対する比率で、「30日以内死者数」を「24時間死者数」で除いたものである。
 注5 各月の「30日死者数」は、その月に発生した交通事故により24時間経過後30日以内に死亡した人の数である。